

保護者の皆さま

川崎市こども未来局保育事業部保育第1課長

保育第2課長

運営管理課長

子育て推進部保育対策課長

幼児教育担当課長

保育所等における登園自粛要請について

現在、緊急事態宣言下における保育所等の運営につきましては、神奈川県「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」及びこれに基づく本市「緊急事態宣言下における本市行政運営方針」を踏まえ、感染防止を徹底したうえで、原則開所をお願いしているところです。

しかしながら、昨今の新型コロナウイルス感染症の急速な拡大に伴い、園児や施設職員に陽性者が確認され臨時休園となる保育所等が増加していることから、感染拡大防止を図るため、保育所等の利用にあたっては、以下のように対応いたしますので、御理解と御協力をお願いいたします。

※保育所等：保育所（一時保育事業、年度限定型保育事業、休日保育事業を含む）

認定こども園（保育所部分及び一時保育事業）、地域型保育事業

川崎認定保育園、おなかま保育室、地域保育園

1 保護者の皆様へのお願い

- 保育所等は感染防止を徹底した上で、原則開所いたしますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、御家庭での保育が可能な場合には、園児の登園を控えるよう要請します。
- 園児の同居家族が濃厚接触者となった場合や新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある場合にも、園児の登園を控えるよう要請します（ただし、症状が新型コロナウイルス感染症によるものではないと医師が判断した場合や、PCR検査等において陰性が確認されている場合はこの限りではありません）。
- 在宅勤務の場合、通勤に要した時間帯を除き勤務時間に応じて保育所を利用するなど、利用時間の短縮に御協力をお願いいたします。

2 保育料の減額について

登園自粛要請に伴う保育料（利用者負担額）につきましては、登園自粛要請期間中の登園しなかった日数に応じて減額します。

手続き等については、別途お知らせします。

3 登園自粛要請期間

令和3年8月12日（木）～8月31日（火）（緊急事態宣言期間終了まで）

保護者の皆様へ

川崎市こども未来局保育対策課

保育所等における登園自粛要請に伴う保育料（利用者負担額）について

令和3年7月30日（金）に政府から発出された緊急事態宣言に伴う神奈川県「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」に基づき、本市の行政運営方針を定め、保育所等については感染防止を徹底した上で原則開所としているところです。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の急拡大に伴い、保育所等の臨時休園等も急増していることを踏まえ、感染拡大防止の観点から令和3年8月12日（木）から31日（火）まで登園の自粛をお願いしたところです。

この期間において、登園を自粛していただいた場合は保育料の減額の対象となります。

なお、期間中の児童の登園状況につきましては、本市が直接各保育所等に児童別登園リストの作成を依頼し、把握していくことから、保護者の皆様から提出いただく書類はございませんが、利用されている保育所等には出欠の連絡を適切に行っていただくようお願いいたします。

1 対象施設

認可保育所、地域型保育事業、認定こども園（保育所部分）

2 対象児童

3号認定子ども（0歳から2歳の保育認定子ども）

3 日割り計算の対象期間

令和3年8月12日（木）から8月31日（火）のうち、登園自粛した日（1日単位）

4 日割り計算の算定方法

国の考え方に基づき「月額保育料×登園日数／25日」で計算（10円未満切り捨て）

（例）保育料が月額57,000円で8月に10日間登園した場合

57,000円×10日／25日＝22,800円（8月分保育料）

57,000円－22,800円＝34,200円（還付額）

5 保育料の還付

8月分の保育料は一旦お支払いいただきますが、この保育料と日割り計算により算出された保育料の差額を後日還付いたします。口座振替で保育料の引き落としをされている方については、当該口座に入金いたします。また、納付書払いの方については、振込口座の確認のため、「還付のお知らせ／請求書・支払金口座振込依頼書」をお送りいたしますので御記入の上返送願います。還付については、対象件数が膨大になることから振り込み時期は11月下旬以降となりますことを御理解願います。

※地域型保育事業及び認定こども園（保育所部分）については、直接施設で保育料の徴収が行われていることから、還付の手続きは施設からお知らせいたします。

6 その他

要請期間外の取扱いについて、新型コロナウイルス感染に伴う臨時休園期間や別添「感染が疑われる場合等の対応について」に記載の濃厚接触者に特定された場合の健康観察期間中の登園停止等の場合はこれまでどおり日割り計算の対象となります。なお、自己都合等によるお休みは対象にはなりません。

今後の対応等につきましても市ホームページへ掲載してまいりますので御確認ください。

<http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000116506.html>

【問合せ先】

保育料・利用調整担当

電話 044-200-3727

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた保育所等への登園について

1 感染が疑われる場合等の対応について

	状況	対象者	対応
1	発熱や呼吸器症状などの風邪の症状がある場合	在園児	・ 解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは登園停止 ただし、呼吸器症状等が新型コロナウイルス感染症によるものではないと医師が判断した場合はこの限りではありません。
2		在園児の同居家族	・ 解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは送迎を停止 ただし、呼吸器症状等が新型コロナウイルス感染症によるものではないと医師が判断した場合はこの限りではありません。
3	濃厚接触者に特定された場合	在園児	・ 健康観察期間中の登園停止 ※保育料の減額対象
4		在園児の同居家族	・ 健康観察期間中の送迎を停止
5	かかりつけ医等の判断により、PCR検査等を実施することとなった場合	在園児及びその同居家族	・ 検査結果が確認されるまでは、在園児は登園停止 ※保育料の減額対象

※保育所等：保育所（一時保育事業、年度限定型保育事業、休日保育事業を含む）

認定こども園（保育所部分及び一時保育事業）、地域型保育事業、おなかま保育室

2 感染が疑われる場合等のQ&A

(1) 発熱や呼吸器症状などの風邪症状がある場合

	質問	回答
1	「発熱」とは何度のことをいうのか。	発熱の判断をする際には、平熱に個人差があることに留意することが求められます。今般の新型コロナウイルス感染症の中には、あまり高い熱が出ないケースも見受けられます。お子さんの個々の状況に応じて、かかりつけ医に相談してください。

	質問	回答
2	「解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向」となっているが、いつから保育所等に預けることができるか。	解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善しても、保育の流れや保育体制の確保の観点から、例えばお昼などから保育所等でお預かりすることが難しい場合がありますので、保育所等に御相談ください。
3	「呼吸器症状等が新型コロナウイルス感染症によるものではないと医師が判断した場合」とはどのようなものか。	ぜん息・喘息性気管支炎、RS ウィルス感染症の既往歴やアレルギー等による咳症状など、新型コロナウイルス感染症以外の疾患からくる症状で、新型コロナウイルス感染症によるものではないと医師から判断が出ている場合を想定しているため、必ずしも診断書の提出を求めるものではありません。 なお、症状等で心配がある場合には、かかりつけ医に相談してください。

(2) 濃厚接触者に特定された場合

	質問	回答
1	在園児の兄弟が濃厚接触者に特定された場合の対応はどうか。	兄弟を含む同居の家族が濃厚接触者に特定された場合、濃厚接触者になっていないお子さんの登園は可能ですが、濃厚接触者に特定された方は送迎及び（濃厚接触者のお子さんの）同行ができません。 なお、同居家族である濃厚接触者の方が、保健所の指示により PCR 検査等を受けることになった場合は、陰性が確認されるまでは、お子さんは登園停止となります。

(3) 在園児及び在園児の同居家族がかかりつけ医等の判断により PCR 検査等を実施することになった場合

	質問	回答
1	「かかりつけ医等の判断」とはどのようなものか。	かかりつけ医や嘱託医、神奈川県発熱等診療予約センター、川崎市新型コロナウイルス感染症コールセンターの判断により、PCR 検査を実施することになった場合をいい、手術のための事前検査や勤務先の意向による検査、市販の検査キットで実施した検査等は含みません。

なお、新型コロナウイルス感染症については、状況が時々刻々と変化しており、時宜に応じた適切な対応が重要であると考えていますので、国・県の方針や本市での発生状況を踏まえ変更する場合があります。

【問合せ先】

(認可保育所の運営に関すること)

川崎市子ども未来局保育事業部保育第 1 課